

第5回鹿児島市・川薩交通圏・鹿児島空港交通圏 鹿屋交通圏タクシー特定地域協議会 議事概要

平成24年10月23日(火)

13:30~15:00

鹿児島東急ホテル2階「大隅」

【事務局】

定刻となりましたので、只今より、第5回鹿児島市・川薩交通圏・鹿児島空港交通圏・鹿屋交通圏タクシー特定地域協議会を開催致します。

会議に先立ちまして、報道機関の皆様をお願い致します。議事次第2.の会長挨拶まで取材は可としますが、終了後はご退室をお願い致します。

なお、協議会終了後、議事概要に関して改めて取材を受けさせて頂きます。

まず、本日は、ご多忙にもかかわらず、皆様にご出席頂きまして、誠にありがとうございます。

本日の協議会は各特定地域の指定期間が平成24年9月30日を以て満了したことを受け、その総括として開催するものであり、委員の皆様におかれましては、設置要綱に定める委員の任期満了後ではございますが、ご出席頂いているということを予めご説明致します。

申し遅れましたが、私は事務局として会議の進行を努めさせて頂く鹿児島運輸支局の西村と申します。よろしくお願い申し上げます。

それでは、配布資料の確認をさせて頂きます。

まず、「議事次第」と書かれた表紙の下に、「委員出席者名簿」及び「配席図」が添付してございます。

次に、会議資料としまして、資料1「第5回鹿児島市・川薩交通圏・鹿児島空港交通圏・鹿屋交通圏タクシー特定地域協議会会議資料」、資料2「鹿児島市・川薩交通圏・鹿児島空港交通圏・鹿屋交通圏タクシー特定地域協議会 特定事業計画の取組状況」、資料A「二本松馬場通り防犯カメラ設置に関する資料」、資料B「駅から観タクン」、資料C「指差しカード」、及び資料D「観光まごころ体験だより」がございます。

【会長挨拶】

ただ今ご紹介いただきました鹿児島運輸支局の宮野でございます。

本日は、皆様方、大変ご多忙の中、鹿児島市、川薩交通圏、鹿児島空港交通圏及び鹿屋交通圏の合同タクシー特定地域協議会」にご出席いただきまして、誠にありがとうございます。

タクシーは鉄道、バス等とともに地域公共交通機関として大きく貢献しているところであり、特に、鉄道、バスの利用が困難な障害者や高齢者等の移動制約者の輸送、終電・終バス運行終了後の市民の輸送、あるいはデマンド型の乗合タクシーとして地域の足を担うための輸送など、ドア・ツー・ドアが可能な重要な交通機関でございます。

しかしながら、最近のタクシー事業を取り巻く環境につきましては、既にご存じのことと思っておりますが、モータリゼーションの進展やデフレ不況などによりまして、長期的な需要の低迷が続いております。

また、平成17年に惹起されたJR西日本福知山線の列車脱線事故以降、運輸事業者においては輸送の安全を確保することが至上命題となっていることから、安全対策経費を増加させるとともに、近年、燃料価格が高騰していることにより、各タクシー事業者の収益も悪化しているところです。

このような状況下、平成21年10月1日より、「特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業の適正化及び活性化に関する特別措置法」が施行されたところでございます。

この特別措置法の目的は、国土交通大臣においてタクシー車両が供給過剰な状態にある地域を特定地域に指定し、特定地域において供給過剰な状態の改善を図るとともに（事業再構築）、交通事故、駐停車違反等の道路交通法令違反や交通渋滞の解消、また、運転者の労働時間や賃金等の労働条件の改善等を図ることで（事業適正化）利用者に「安全・安心・快適」なタクシーの輸送サービスを提供し、需要を喚起することにあります（事業活性化）。

なお、鹿児島県におきましては、平成21年10月1日に鹿児

島市、川薩交通圏、鹿児島空港交通圏及び鹿屋交通圏の4地域が特定地域に指定されており、平成21年11月24日に「鹿児島市」「川薩交通圏」「鹿児島交通圏」「鹿屋交通圏」でタクシー特定地域協議会を設置されております。

その後、平成22年3月11日に開催された第3回合同協議会では各地域における「地域計画」が作成され、これに基づき、タクシー事業者におかれては車両の減車・休車などの事業再構築を含む特定事業計画認定申請を行い、タクシー事業の適正化・活性化に取り組んでいただいております。

さらに、平成23年7月には第4回合同協議会を開催して、各地域における「地域計画」のフォローアップをおこなったところです。

本日の協議会は、平成24年9月末で特定地域の指定期間が満了したことにより、地域計画の総括を行うものでございます。

なお、鹿児島県の地域指定は平成24年10月1日から3年間、同一4地域が再度指定されているところでございます。

タクシー事業が地域の公共交通機関として一定の役割を果たすため、今後のタクシーサービスの向上と事業の健全な発達等について、ご協議をお願いしたいと考えておりますので、本日は、どうぞよろしくお願いいたします。

【事務局】

本日は、九州運輸局自動車交通部旅客第二課の西課長にご出席頂いておりますので、ここで一言ご挨拶をお願いしたいと思います。

西課長、よろしくお願い致します。

【九州運輸局自動車交通部旅客第二課 西課長挨拶】

皆様こんにちは。九州運輸局の西と申します。

所用がございまして、こちらの方へ寄せていただきましたところ、本協議会があるということで出席させていただきました。

運輸局の立場から申し上げますと、特措法が出来ましてから、タクシー協会、運輸支局等々で連携して進めていくわけですが、やはり自治体、関係機関の皆様の協力なしにはこの問題は進まないと思います。この特措法も平成21年10月に施行されたわけですが、ここに具体的にタクシーは、地域の公共交通だということで明文化されました。従いまして、なぜ、タクシーだけ特化した協議会になるのかというご指摘がいまだにあるわけですが、法定の協議会がございまして。その中で委員として参加していただいているわけがございまして、引き続き連携のほどよろしくお願いしたいと思います。また、地域協議会の目的でございまして、タクシーが、産業としての健全性、労働者の生活の確保、地域社会の貢献等を含めて、タクシーがすべての関係者にとって望ましい姿になるように努める。これがこの地域協議会の趣旨でございまして、従いまして、タクシーが健全化していく。労働者の生活が安定していく。そして、良質な労働力が供給されていく。タクシーサービスが向上されていく。重ねて地域と連携して地域が活性化していく。またこういった、かなり欲張ったこともございまして、そういったところを視野に入れた法定協議会がございまして、今一度、各位の皆様にはご認識いただきたいと思っております。先ほど会長が申し上げた通りで、この三年間の総括を今日はしていただくことになるということになると思っております。また、本省のほうから、向こう三年間、鹿児島県下、四地域再指定したわけでありまして、具体的にどのようなことを向こう三年間やっていくか、ということにつきましては、方向性を示しておりません。従いまして、年内にはこれが出ると思っております。三年間を総括して、何が出来て何が出来なかったのか、それを向こう三年間に具体的にどうやって反映していくのか、ということになります。今日は四地域の合同の総括会議だと承っております。年度内に新しく示された方針なり等々について具体的に反映する形で各地域において年度内に、再度開催することになるかと思っております。詳しいところは、また、後ほど事務局から説明を申し上げますこととなります。

また、熊本市ではタクシーのりばがバラバラだとか、いろいろな問題が発生しておったわけですが、県警と運輸支局とタクシー協会提携をしまして、クリーン作戦ということで、街が非常にきれいになったということで成功事例がございまして。地理的には

天文館と熊本の市街地と似てはいないですけれども人口の規模とか、一極集中型の都市ということからしますと、参考になるのかなと思っています。そこで運転代行との関係が良好になったとか、乗り場が健全化することで駐停車違反が少なくなったとか、という効果もあるようです。そういった先進県あたりもモデルにしていただきたいと思います。あと、供給が過剰ではないかということで、指定を受けたということではありますが、一方では適正化に合せまして、事業の活性化を同時に進めていく必要がございます。その場合、とりわけ関係自治体の方々と連携をさせていただかないと、タクシーは街での商売でございますので、政策的な観光をはじめとして、公共交通機関、タクシー、あるいはバスを利用していただくことで、引き続きご協力をお願いしたいと思っております。

また、今回再指定に当たりまして基準がございます。平成13年度の実績から上回らない限りは、指定は解かないということになっておりまして、5年間、3年間やって来たんですが、僅かではございますが、日車營收も上向きました。しかし、それを上回る輸送需要の低迷によりまして、再指定ということになったわけです。人口10万人を切った薩摩川内市さんにおかれましては、引き続き要望書をいただきまして、御協力ありがとうございました。また、九州地域21地域あるわけですけれども、関係者の皆さんと活性化することを連動しながら事業の適正化と地域の活性化に取り組んで行くという非常に重いものをもった協議会になると思っておりますので、引き続き、運輸支局並びにタクシー協会等と連携をしていただきまして、協議会に関わっていただきたいと思っております。よろしく申し上げます。

【事務局】

それでは、これより第5回協議会の議事に入らせていただきますが、これからの進行につきましては、設置要綱第5条第2項の規定により、会長が協議会の議事運営を総括することとなっておりますので、宮野会長に議事の進行をお願い致します。

【会長】

議事が速やかに進行できますよう、皆様のご協力をよろしくお願い致します。

それでは、早速、議事に入らせて頂きます。

本日は、「地域計画」への取組状況の確認及びフォローアップを行う場として、皆様のご意見を伺いたいと考えております。

まず、議事の(1)「鹿児島市、川薩交通圏、鹿児島空港交通圏、鹿屋交通圏タクシー特定地域協議会の地域計画の総括」につきまして、事務局から説明及び報告をお願いします。

【事務局】

事務局を担当している鹿児島運輸支局の山田と申します。本日は、よろしくお願い致します。

それでは、会議資料に沿って説明させていただきます。

(会議資料に基づく説明)

当支局からの説明につきましては、以上になります。

【会長】

続きまして、同じく事務局である社団法人鹿児島県タクシー協会及び鹿児島市タクシー協会より委員の皆様へご報告をお願い致します。

最初に羽仁会長にご挨拶をかねて報告をお願い致します。羽仁会長、よろしくお願い致します。

【羽仁会長挨拶】

委員の皆様はじめ、皆様ご多忙なところ、そしてまた、鹿児島市の方まで足をお運びいただきまして、私どもの四地域合同協議会にご出席を賜りまして、厚く御礼を申し上げます。また、本日は宮野会長並びに先ほどご挨拶をいただきました九州運輸局自動車交通部旅客第二課長の西課長様にもご出席をいただきました。心から厚く御礼を申し上げます。ありがとうございます。皆様には大変、私どものこの協議会が、平成21年11月に発足いたしましてから、度重なる協議会に御参加いただきまして、この三年間というもの大変お世話をかけたわけでございます。この特措法も去る9月30日をもちまして、区切りがあったわけでございますが、私どものタクシー事業の活性化がなかなか良い形で移行をいたしていません結果、更に再指定ということで、10月1日か

ら3年間延長になったわけでごさいます、当面は皆様方のいろんなお知恵をいただきながらお力添えを賜って推進をしていかなければならないということでごさいます。私どもの業界は、先ほどからいろいろお話がございすけれども九州新幹線が、昨年3月12日に開業いたしましたけれども、それから今年の春くらいまでには、何とか良い形で、これで、ある程度タクシー事業はやっていけるのではないだろうかという期待を持ったわけですが、結果、大変状況が悪い方へ逆戻りいたしている状況でごさいます。この特措法というものにつきましても、これは強制力はございせん。そして、公正取引委員会も独禁法の問題等もございまして、私どもの減車・休車につきましても、なかなかそれぞれの事業者の任意のご判断しかないわけでごさいます、協会といたしましても指導をすることもままならない状況でごさいます。そういうことで、大変いろいろと難しい問題を私どもは、強いられているわけですが、どうぞこれからもタクシー事業につきまして、お力添えを賜りますようお願いを申し上げます。本日は大変ありがとうございました。

【事務局】

それでは、社団法人鹿児島県タクシー協会及び鹿児島市タクシー協会の会員事業者における特定事業計画の取組み状況等につきまして、ご報告致します。(4地域を報告)

(会議資料に基づく報告)

当協会からの報告につきましては、以上になります。

【会長】

只今、事務局から地域計画に対する取組状況等につきまして説明がありましたが、ご質問・ご意見等ございましたら、お伺いしたいと思ひます。

【鹿児島市企画財政局企画部交通政策課 有村課長】

先ほどタクシー関係の最近の動静ということで、事務局の方からもタクシー協会の方からもご説明いただきましたが、特に私の方から付け加えてどうこうということはございせんが、本日の

資料を見ながら、感想ということで、ご了承いただければと思います。平成23年度、新幹線が開業しまして、最初の一年ということで、ちょうど私ども鹿児島市でも23年度の決算の取りまとめが終わりまして、これから議会の方で、審査が始まります。私ども丁度、予算決算の資料を整理中でございますが、感じていることがございます。鹿児島市の場合ですと、入込みの観光客数が、ちょうど高度経済成長のころの観光ブームの時期に匹敵するような観光客の方に大勢来ていただいたということで、23年度は、九州新幹線の開業効果は、当初は震災の影響で、なかなか期待通りではなかったものが、年度後半からは、かなり効果が出て参りました。ただタクシー関係では、ご利用者の数が、残念ながら22年度開業前に比べると増加までには至っていないということで、この点は大変残念なことであるというふうに思っております。ただ、実車の運行キロについては、伸びているようですので、収益の改善には、効果が上がっていたということであろうかと思えます。先ほどご紹介がありました、鹿児島中央駅の方で、タクシーのりば、または、バスのりばの方ですが、交通混雑が引き続き続いております。この件につきましては、駅前広場を管理していただいております鉄道事業者を中心に私ども行政の方も入りまして、少しでも円滑化に繋がるような対策を検討中でございます。そのような取り組みをしながらタクシーのご利用者の方がスムーズに新幹線の駅で乗り換えて目的地に行くような施策というのは、これから引き続き取り組んで参りたいと思っております。それから資料の中に新幹線の効果が、いつまで続くかも、まだまだ不明確であるとの記載もございまして、正にその通りでございますが、一方では、新幹線だけでなく、新たな観光資源の開発も必要ということでございまして、直近で申し上げますと、鹿児島市の場合、来月11月15日に喜入駅からタクシーですと5分くらいのところに観光農業公園がオープンいたします。農産物の直売所ですとか、農業体験、収穫体験ができる農場、あるいは黒豚を飼育しているところをご覧いただけるようなところがございまして、私どもとしても、こちらの方に大勢の観光客の方に行っていただきたいと思っております。

そして、もう一つだけ、これもご紹介いただきましたが、市内の南部の錫山地区というところで、乗合タクシーの運行の方を昨年23年7月から開始いたしております。実はまだまだ利用者数

が思ったほど伸びておりません。私共も、もう少しダイヤのことも含めまして、見直しが必要だと思っており、やはり一番利用状況、利用者の声を把握しておられるのは、タクシーのドライバーの皆さんで、また、協会を通じて、実際の声というのも調査をさせていただきたいと思っておりますので、こちらの方も併せてよろしく申し上げます。以上でございます。

【薩摩川内市商工政策部商工振興課 宮里課長】

薩摩川内市の状況について、若干ご説明させていただきます。

当市は原子力発電所がございます。これが、福島原発の影響で運転が停止しているということで、本市を取り巻く地域経済に大きな影響を与えております。今年の六月に商工会議所を通じまして、アンケート調査をいたしました。その中でも運輸業につきましても、その影響があるというアンケート結果をいただいているところでございます。

また、本市の方でも9月になりまして、富士通の方が撤退するというので、これも本市を取り巻く経済の不況の原因になってきていると思います。当然、こういうことを受けまして、タクシー事業者につきましても、さまざまな影響が出ているのではと思っております。本市といたしましても商工会議所並びに商工会といろいろ協力しながら、流入人口を増やして、地域の経済の活性化を図りたいということが課題となっております。本日いただいた資料の中で、気になったところは、「駅から観タクン」というのを導入していただいているという説明がありました。その中で、川内駅からの観タクンの利用がないということで、少し残念だったですけれども、当市といたしましても観光の面でも利便性を図りたいと思っておりますので、地元のタクシー協会さんとも連携を取らせていただいて、我々の方でも普及啓発に努めたいと思います。

最後、タクシーにつきましても、さつま町の過疎地域が沢山ありまして、これまで、コミュニティーバスについては、一般のバスを運行させておりましたけれども、今後さらに利便性の良いデマンドタクシーに移行していこうという動きであります。本市でも平成22年から旧入来町でデマンド運行を開始しておりますが、さらに今年度1月から旧東郷町の方で、デマンドタクシーを事業者の方をお願いして実施していく予定で計画を進めております。また、タクシー協会の皆様にもご協力をいただきながら進めてい

きたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

【霧島市企画政策課 山口課長代理】

タクシーを取り巻く現状ということで説明をいただきまして、改めて厳しい状況を再認識したところであります。

霧島市の取組みは、全体的な状況を申し上げますと、鹿児島市からの発言で新幹線効果とかということがありましたが、新幹線の全線開通に伴いまして、鹿児島空港の乗降客の方は減りました。ですから結果としては、鹿児島空港を利用する人が減っておりますので、どうしてもタクシーの方へも、そのしわ寄せがいつている状況であります。霧島市の公共交通のことにつきまして、若干ご説明をさせていただきます。先ほど、薩摩川内市からデマンドの件につきましてご発言がありましたが、霧島市の方でも去年の10月から霧島市の霧島地区の一部の永水地区において、デマンド交通を導入しておりますが、昨年の10月から今年の9月で、ちょうど一年間経ちました。結果としては、コミュニティーバス・ふれあいバスを運行していたわけでありましたが、路線は若干違っていたわけですが、月々約100人程度の利用者だったところが、デマンドのタクシーに替えることによって、ばらつきはありますが、月々で、120人から140～150人、パーセントで言いますと、月々20%から40%くらいの増ということで、今後もこれを進めていきたいと思っております。そのほかに霧島の方で、今後新たに準備をしている地区がありまして、溝辺地区であります。そこもタクシー協会にも協力をいただきながら、目途としては、12月にデマンドを導入していこうと思っております。そのほかにも、来年に向けて、確定ではないですが地元の地区とも協議している状況です。自治体といたしましても、タクシー協会と連携しながら地域公共交通の充実を務めていきたいと思っておりますので、今後ともよろしくお願いいたします。

【鹿屋市企画行政部企画調整課 園田課長】

鹿屋交通圏におきましては、タクシー事業者が1社、事業を廃止したことによりまして、車両数は適正車両数を下回っているということでございます。今回また、再指定をされたということでございますけれども、指定要件の中の日車実車キロまたは、日車營收が、平成13年と比較して、減少しているということで、こ

こが問題かなと思ったところです。大隅半島は鉄道が通っていない関係で、先週の土曜日から秋のバラ祭りも行われておりますが、ほとんどの方々が、自家用車利用ということでございまして、平成24年度は、県と一体となりまして、スタンプラリーもやったのですけれども、何千人も参加する中で、ほとんどの方が自家用車利用というようなことで、タクシーの需要も伸び悩んでいるというところがございます。それから平成22年度から鹿屋から鹿児島中央駅、天文館までの直行バスを出しております。そちらの方は、非常に利用率が良く、年々増加していく状況でございまして、それらもタクシー業界に影響を与えているのかなと思っております。霧島市からも話がありましたとおり、定期バス路線が20数系統通っているのですが、非常に乗車率の悪いところがあります。それから市街地巡回バスも、試験的に走らせておりまして、そこも結果を検証しながら、乗車率の悪いところにつきましては、デマンドに切り替える方法もとらなければいけないのかなと考えているところであります。22年度は、一応検証をするということにしております。以上です。

【会長】

今、地域の実情、地域の声、それから取組みについて、ご発言いただきましたけれども、それにつきまして、ご質問等がございませんでしょうか。

【全国自動車交通労働組合総連合会鹿児島地方連合会 瀬戸山書記長】

自交総連鹿児島地方連合会の書記長の瀬戸山と申します。

地域計画の総括についてですが、非常に私どもとしては、残念な結果に終わっていると、ここ3年ですね。特に鹿児島市においても、まだ上限のところの三分の一程度の減車にしかになっていないということで、新幹線効果もあって、若干の伸びはあったのですが、まだまだ労働条件の改善までには至っていないということです。私たちも鹿児島県内の労働者と対話して回るのですが、一番厳しいのが、鹿児島市、それから川内、出水のほうが非常に厳しいような状況です。大隅も垂水の港のあたりで客待ちしているタクシー乗務員に聞いても、非常に厳しい状況であると、また、不況も相まって夜の客が伸び悩んでいて、労働条件の改善には程

遠いような状況です。それと最低賃金が上がったのですが、これについても事業の健全化をしていただければ、当然、活性化もされれると思います。それだけ労働者もやりがいが出てきて、それがひいては若年層の方へも魅力も引き出すことが生まれるのではないかと思います。是非、特にタクシー協会の方々に、今後また特措法が敷かれるわけですが、是非、適正車両数に見合った車両数になるように努力をしていただきたいと思います。私たち労働者もこの活性化については、是非、協力させていただきます。それから、タクシーのりばのルール、マナー等も非常に悪いところもありますので、それに対しても労働組合としても協力する立場にありますので、是非よろしくお願いします。以上です。

【会長】

この三年間でなかなか、いろいろあったにしても、まだ労働条件等が改善されていない、特に鹿児島市においては、そのことが顕著に表れている、というようなお話でありましたので、事業者にも適正車両数になるよう努力をしていただきたいと思いますというお話ですが、このことは、回答というよりは、ご意見ということによろしいですか。ほかにご意見、ご質問がございましたらお願いいたします。

【全国自動車交通労働組合総連合会鹿児島地方連合会 瀬戸山書記長】

質問を一つだけ、川薩交通圏の指定に当たっては、首長さんの要請があれば、というような要件がついていたような気がするのですが、それはどうだったのでしょうか。それがあったのか、どうか教えて下さい。

【事務局】

川薩交通圏につきましては、薩摩川内市長より鹿児島県知事を經由して、国土交通大臣に対して指定要請がありました。

【会長】

皆様、ありがとうございました。
関係各機関におかれましては、今後ともタクシー事業の適正化・活性化に向け、引き続きご協力をお願い致します。

それでは、議事（２）の「その他」について、事務局から何かありますか。

【事務局】

その他につきましては、特にございませぬ。

但し、先程ご説明しましたとおり、鹿児島市、川薩交通圏、鹿児島空港交通圏、鹿屋交通圏につきましては、10月1日付けで特定地域として再指定されております。

従いまして、今後、各特定地域の地域計画に関して協議会を開催することになるかと思ひます。その際は、委員の皆様へご案内致しますので、ご協力をよろしくお願ひします。
以上です。

【会長】

ありがとうございました。

各委員の皆様におかれましては、今後ともよろしくお願ひ致します。

皆様、ご意見等はございませぬでしょうか。

皆様特にご意見等ないようですので、予定している時刻より少々早いのですが、これをもちまして、協議を終了させて頂き、進行を事務局にお返ししたいと思ひます。

最後に、本日はご協議頂き、有意義な会議となりました。厚く御礼申し上げます。

【事務局】

委員の皆様、本日は長時間にわたり議論頂きまして、ありがとうございました。

これをもちまして、「第5回鹿児島市・川薩交通圏・鹿児島空港交通圏・鹿屋交通圏タクシー特定地域協議会」を終わらせていただきます。

本日は、誠にありがとうございました。